

統計委員会 国民経済計算部会  
第1回勘定体系・新分野専門委員会

議 事 録

内閣府大臣官房統計委員会担当室

1. 日時 平成20年2月21日(木) 16:05～18:00

2. 場所 第4合同庁舎11階 第1特別会議室

### 3. 出席者

(委員)

栗林委員長、出口委員、舟岡委員、門間委員、作間委員

(審議協力者)

財務省、総務省統計基準担当、総務省統計局、日本銀行

(事務局)

中島内閣府統計委員会担当室長、黒田経済社会総合研究所長、広瀬次長、飛田総括政策研究官、後藤総務部長、川崎上席研究官、大脇国民経済計算部長、長谷川企画調査課長、二村国民支出課長、二上国民生産課長、川島分配所得課長、百瀬国民資産課長、工藤価格分析課長、三井地域・特定勘定課長

### 4. 議事

- (1) 勘定体系・新分野専門委員会の課題と今後の予定(案)
- (2) 国民経済計算の作成基準について
- (3) 国民経済計算からみた基礎統計の課題
- (4) 93SNA改定に向けた動きについて

### 5. 配付資料

- 資料1 勘定体系・新分野専門委員会名簿
- 資料2 勘定体系・新分野専門委員会の課題
- 資料3 勘定体系・新分野専門委員会の今後の予定(案)
- 資料4 国民経済計算の作成基準について
- 資料5 国民経済計算からみた基礎統計の課題
- 資料6 93SNA改定に向けた動きについて

## 6. 議事録

○企画調査課長 それでは、定刻を若干過ぎておりますので、ただいまから統計委員会国民経済計算部会勘定体系・新分野専門委員会を開催させていただきます。

本専門委員会は、昨年11月の国民経済計算部会におきまして設置され、併せて所属する委員及び委員長の指名が行われております。お手元の資料1として名簿を配付しておりますが、栗林先生が委員長に指名されております。よろしくお願いいたします。

早速でございますが、議事に入る前に、お手元の資料を確認させていただければと思います。まず、議事次第でございます。それから座席表。それから、資料1から6まで配付しております。欠けている資料がございましたら御連絡いただければと思います。

それから、御発言される際でございますが、通常のルールのとおり、机上のネームプレートを立てていただければと思います。ネームプレートが立っている方を順次御指名させていただければというふうに思っております。

それでは、栗林委員長に以後の議事進行をお願いいたします。

○栗林委員長 それでは、これから審議に入りたいと思いますが、私、委員長ということで指名されておりますので、御協力よろしくお願いいたします。

本日は、お手元の議事次第にありますように、第1に本委員会の課題と今後の予定。それから、第2議題で国民経済計算の作成基準。第3議題で国民経済計算からみた基礎統計の課題。第4議題でSNA改定に向けた動きについて議論していきたいと思っております。

それでは、まず議題1について、事務局から御説明をお願いします。

○企画調査課長 それでは、資料2、資料3をもちまして簡単に御説明させていただきたいと思っております。

当専門委員会でございますが、御案内のとおり、ほかに3つ専門委員会がございます。生産・支出専門委員会、財政・金融専門委員会、それからストック専門委員会ということで、今回の専門委員会を含めて4つということでございますが、本委員会は総括的な御検討をお願いするというミッションということで、ぜひ御協力のほどよろしくお願いいたしますと思っております。

早速、資料2を見ていただきますと、所掌事務、ミッションといたしましては、以下の6つを記載させていただいております。まず、SNAの整備の基本方針、それから総括的な検討。2つ目に勘定体系の設計。そして、3つ目に時系列統計の整備。それから、4つ目にSNAの国際動向の調査。そして、5つ目に推計基礎資料の検討。そして最後となりますが、所得分配勘定・分布統計の整備。この中には県民経済計算を含むという形で整理させていただいております。

その下でございますが、当面の優先課題。このすべてにわたりにまして同時並行というのは、なかなかリソース的に、あるいは時間的な制約もございますので、当面については以下の3つにつきまして進めさせていただければというふうに思っております。

まず1つ目でございますが、国民経済計算の作成基準の設定に関する審議ということで、

改正統計法におきまして、内閣総理大臣が国際連合の定めるSNAの体系の基準に準拠してSNAの作成基準を定め、これに基づき、毎年少なくとも1回、国民経済計算を作成しなければならない。そして、内閣総理大臣は、作成基準を定めようとするときは、あらかじめ統計委員会の意見を聴かなければならないというような規定がございますので、改正統計法の全面施行、来年の4月を目途とされておりますが、それまでに作成基準というものを設定する必要があるということ、これが1つ大きなミッションということでございます。

それから2つ目でございますが、推計基礎資料の検討ということで、11月の部会でも、吉川部会長の方から御指示と申しますか、御発言がありました。基礎統計のいろいろな要望について取りまとめていく必要がある。今回、統計委員会の基本計画部会におきまして、公的統計の整備に関する基本計画というものを、先ほどと同様に、改正統計法の全面施行時までに関議決定するというもので、特に加工統計と1次統計の連携というものが重要な課題になっているところでございまして、国民経済計算の立場からみて、どのような基礎統計、1次統計の整備・改善が必要か検討し、できる限り基本計画に反映させていきたい、盛り込んでいく必要がある、そういうような観点で御審議いただければというふうに思っています。

それから、(3)でございますが、これも1つ大きな課題でございまして、93SNAの改定ということに関する審議でございます。御案内のとおり、93SNAにつきましては、過去数年にわたりまして、国連あるいはOECD、IMFを中心に調査・審議が行われてきたわけでございますが、来週の2月末に国際連合の統計委員会におきまして、前半部分の改定案を採択する見込みということでございます。少々先取りをさせていただきますが、資料6の最後のページ、それから1枚目をめくっていただきますと、一応案といたしまして第1巻、第2巻ということで、今回、今年の2月末に決定される前半部分と申しますのは第1巻の第17章までということになっております。そして、来年につきましては、第2巻の18章以降から29章までというような予定で今スケジュールを調整しているところでございます。この93SNA、今回の場合はリビジョン1になるわけですが、その導入に当たりまして、基礎統計のレベルから対応が恐らく必要になるのかというふうに思っておりますが、すぐにこれを現行のSNAに導入するというものではございませんが、当面、こちらの勘定体系・新分野委員会におきまして必要な資料の翻訳等の事務的な作業を進めまして、必要に応じて他の専門委員会、今回ですと無形固定資産とか、いろいろな重要な課題の導入がありますので、それについてはストック専門委員会とか、そういう専門委員会とも御議論いただくなり、あるいは共同して専門委員会を開催する、そういうような形で御審議いただければというふうに思います。

こうした課題につきまして、スケジュールの相場観といたしましては、資料3を見ていただきますと、本日第1回目ということで御紹介させていただきますが、大体二月から三月に一週のようなペースで専門委員会を開催させていただければというふうに思っており

ます。そして、4月にもう一回開催させていただきまして、作成基準について、少し各項目ブレイクダウンした形で御議論いただければと。それから、今回、基礎統計の課題を少し整理させていただいておりますけれども、より明確な形で課題を抽出して、できれば基本計画部会につなげていくというような形をとりたいと思っております。それから、93 SNAのリビジョン1につきましては、まず統計委員会の今回の国連での議論の報告、それから翻訳を示しつつ御議論いただければというふうに思っております。7月以降でございますが、基本的なラインといたしましては、作成基準について具体的に詰めていただかせて、できれば来年1月ぐらいに作成基準の最終案の御承認をいただければと、そのようなスケジュール案で今、事務方としては用意をしているところでございます。

簡単でございますが、以上で、第1回目ということで、当面の課題とスケジュールにつきまして御説明をさせていただきました。

**○栗林委員長** どうもありがとうございました。ただいまの説明に対し、委員の方々から何か御質問、御意見があればお願いしたいと思います。先ほども話がありましたように、発言される場合にはプレートを立てていただければと思います。何かございますでしょうか。

もしなければ、先に進んだ上でもう一度何かその点に関して御質問がある場合には発言していただければと思います。

それでは、そのようにさせていただくことにしまして、次に議題2の国民経済計算の作成基準に移りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

**○企画調査課長** それでは、資料4を御覧いただきたいと思います。それから、参考といたしまして、「我が国の93 SNAへの移行について」という冊子をお手元に配付させていただいておりますので、適宜御覧いただければというふうに思っております。

まず、「国民経済計算の作成基準について」ということですが、位置づけにつきましては、御案内のとおりで、改正統計法の6条において先ほど申し上げたような規定があるということでございます。

まず、①を御覧いただきますと、国民経済計算については、ここでいう規定ぶりについて説明させていただきますと、国民経済計算は、一国の経済循環の全体像を把握することを目的に作成された経済統計と。そして、93年に国連統計委員会で採択された「93 SNA改訂 国民経済計算体系」、いわゆる「93 SNA」と申しておりますけれども、が国際的な基準になっている。法律上については、内閣府の設置法におきまして「国民経済計算に関すること」と規定されておまして、内閣府において作成し、そして確報及びその速報をこの法律上では示しているということでございます。

それから、基準に準拠するという意味合いでございますが、ここの基準というのは、93 SNAということで御理解いただければと思っております。93 SNAは、御案内のように、基本的には世界各国で導入が期待されるものということで、逆に、さまざまな経済発展の段階が各国それぞれ状況が違うということでございますので、この93 SNAというのは基

本的な考え方の枠組みを示すものということで、各国におきまして、経済実態とか、それから統計の整備の状況とか、そうしたものに応じて対応することができるように、かなりフレキシブルな方針になっているということでございます。そして、1つ1つの望ましい概念が示される一方で、それに必要な十分な統計が存在しない場合には、容認しうる概念が示されている。そして、93 S N Aを各国が適用する際には、示された選択肢のいずれを選択するかとか、それから、どの部分について適用するか、しないのかとか、そういうものを各国で決定する必要があるということでございます。

次のページを見ていただきますと、作成基準ということで、規定する内容は何かということでございますが、統計作成のために必要な概念に関するものを想定しておりまして、具体的な推計手法とか、1次統計の種類指定とか、そういうものではなく、あるいは推計手法の選択に関するものは基本的には入っていないということでございます。具体的に今想定しておりますのは、勘定体系のあり方、制度部門のあり方、勘定の規則、それから生産や資産の境界といった、非常に原理的・原則的なところを想定しているわけでございます。

ちょっとポンチ絵で整理させていただきますと、このような図かなというふうに思っておりますけれども、まず一番上に準拠すべき93 S N Aの国連のものがあり、それに対して、我が国で取り組むべき基準と申しますか、概念と申しますか、それを整理した我が国における「国民経済計算の作成基準」というものを作成する。更に、その下に、恐らくマニュアルというような形だと思いますが、確報のマニュアル、あるいはQ Eのマニュアルといった形で具体的な推計手法を記述するといった、大まかに言いまして3段階の段階で、この真ん中のところを今回は目指そうということでございます。

どのような改訂のレベルで我々は想定しているかということでございますが、下のところに書いてございますように、S N Aを1953年に定めて以来、68、それから93ということで順次改訂されておりますが、そして今回、リビジョン1、次がありますとリビジョン2になるわけですが、採択される見込みでございまして、大体平均すると10年から20年に一回の改訂となっているということでございます。そうなりますと、我が国の作成基準につきましても、国連の体系の改訂に合わせた形で行うというのが恐らく基本ではないかというふうに思っております。また、内閣総理大臣が統計委員会の意見を聴いて定めるもので、ここに書いてございますように、余りに頻繁な改訂というものにはなじまないのではないかと。恐らくは、国連の体系と同程度、あるいは若干多い程度の改訂頻度になるのではないかと。これを想定しているということでございます。一番下のいわゆるマニュアル部分につきましては、随時改善ということで、具体的な推計方法を記述した推計手法を改正したマニュアルを置きまして、これを随時アップデートしていくという形が恐らく自然な形ではないかというふうに思っております。

それから、2でございますが、事務方で案としてはこのようなものが想定されるのではないかと。これを少し整理させていただきました。

まず(1)でございますが、2000年(平成12年)に93SNAに我が国は移行したわけ  
でございますが、その際にお手元にお配りいたしました「我が国の93SNAへの移行につ  
いて(暫定版)」ということで書いておりますが、これは既に公表しているわけですが、  
こういうものが恐らく作成基準として想定されるのではないかと。即ち、国連で決定いた  
しました93SNAをベースに、我が国でこれについてどのような考え方で導入するのか、  
あるいは導入しないのかといったものを整理した冊子でございますが、こういうものが恐  
らく作成基準のもとになるのではないかと。

中心となる部分につきましては、1つ目の丸に書いてございますように、93SNA移行  
に伴う構造部分の変更ということで、勘定体系、制度部門別分類、経済活動別分類とご  
ざいます。それから、移行に伴います個別の記録方法の変更ということで、所得支出勘定、  
資本勘定、それから金融資産・負債、支出の目的別分類、その他という構成に現行ではな  
っているわけでございます。

(2)にいきますと、どのような勘定をどのような基準に基づいてつくるかといったと  
ころを整理する必要があるかと思っておりますので、恐らくは現行のSNAの推計に当た  
って、どのような基準に基づいて作成するかということを示す必要がございますが、分量  
的には、ちょっと先走っておりますが、この冊子で100ページ以上の分量がございますの  
で、68SNAと93SNAの比較に関する部分を削って、端的に現状の基準と枠組みを整理  
するという事になれば、恐らくは十数ページぐらいの分量になると想定されるところで  
ございます。

そして(3)でございますが、今後御審議をお願いすることになる作成基準の構成とい  
うことでございますが、一案といたしましては、例えば「概論」から始まり、次に「勘定  
体系」、そして「分類」。「分類」の中には制度部門と経済活動別、それから商品分類が  
入り、そして「記録方法」とか、「その他」とか、そういったものが入ってくるのではな  
いかというように感じております。

更に、それを少しブレイクダウンしたものでございますが、別添の例示ということで、  
まず「概論」から「その他」まで、恐らくもう少しブレイクダウンするとイメージ的には  
こんなものかということをお示ししております。

「概論」といたしましては、我が国の経済状況を国際比較可能性の中で体系的に記録す  
るという観点から、国際連合の定めた93SNAに準拠して、我が国の国民経済計算を作成。  
そして、本作成基準は、そのために必要な概念を定める。そして、具体的な手法につい  
ては、別途、「推計手法解説書」を作成して一般に公開する。このような概論で規定し  
てはどうか。

そして、「勘定体系」といたしましては、フロー編といたしまして、統合勘定から制度  
部門別所得支出勘定、そういうものを個別に整理していく。

そして、「分類」といたしましては、制度部門別分類、いわゆる格付けの話、それから  
部門の定義の話、それを経済活動別、それから商品分類についても考え方を記述していく。

そして、IV「個別の記録方法」といたしましては、所得支出勘定ということで、雇用者報酬の範囲とか、内訳とか、そういうものを書いていく。

そして、「その他」といたしましては、公表頻度。年次推計は年に何遍ですとか、あるいは速報についてはどうかとか、そういったことを記述し、最後に国連との違いということで対比表を作成して付けてはどうかといったことを現行では考えて御審議いただければというふうに思っている次第でございます。

大まかな構成ということで考えてみましたが、ぜひ御意見を賜ればというふうに思っております。以上でございます。

○栗林委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明に対し、出席者の方から何か御質問、御意見があればお願いします。

○門間委員 本日、多少遅参してまいりまして大変失礼申し上げます。日本銀行調査統計局の門間と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私は、ごく簡単な確認のような質問ですけども、「推計手法解説書」を別途作成するという御提案がありましたけれども、それは基本的には、中身としては、まさに「93SNAへの移行について」の中に書かれていることが中心になるのか、あるいは、これまでリリースされていないようなことも含めて、もう少し体系的に解説書を編纂し直すのか、そのイメージを教えていただきたいと思えます。

○企画調査課長 「推計手法解説書」につきましては、もう少し準備しておればよかったのですが、これはあくまでも移行期に際して、日本としてどのような概念を入れる、あるいは入れないかといったものの整理でございまして、実を言いますと、別途こういうような形で冊子を用意しております。この冊子の中はどうなっているかと申しますと、個別の概念あるいは項目について、どういう統計を使って、どういうような推計手法でそれを作成するかということはかなり細かくオープンにしているものでございます。恐らく、またこれがベースにつくられるのではないかと今を想定しております。

○門間委員 どうもありがとうございました。

○栗林委員長 それでは、作間委員、お願いします。

○作間委員 2点ばかり発言させていただきます。1点は、国民経済計算調査会議の時代から申し上げてきたことと関係しますけれども、統計法上の国民経済計算という意味が今回の資料でかなり明確になったと思うのですけれども、そうすると、一般的な用語としての国民経済計算、あるいは93SNAの位置づけとの関わりでちょっとした問題が発生してくるというふうに危惧しております。1つは、一般的に国民経済計算というのは内閣府がつくっている統計だけを指すわけではない。いろいろな諸分野を包括するものとして考えられているわけですね。93SNAの中にもそのことは明確だと思いますけれども、そうすると、統計法上は内閣府を縛る規定になっていますけれども、国民経済計算の経済統計データに対する位置づけを考えてみると、内閣府以外の統計作成者をも縛るものなのか。具体的に言うと、国際収支統計とか、資金循環統計とか、広い意味では国民経済計算に当た



るものもこの作成基準に縛られるものなのかどうか。縛られるものと想定しても、縛られないものと想定しても若干の問題点が残るように思います。それが1点目。

もう1つは、今回の資料の中に、93SNAとどこが違うか。93SNAへの異同の情報を提供すべきであるというように受け取れる箇所がありますけれども、余り大きなものにはならない。作成基準そのものは十数ページ程度の非常に小さなパンフレットのものを頭の中に思い浮かべればいいのだと思いますけれども、そこで、例えばこの取り扱いは93SNAのどの条項に従ったものである、ただし、この点は違うといった異動情報に焦点を当ててしまうと、少し焦点を当て過ぎているのではないか。もちろん、国際的な意味で日本の統計がどうなっているかという情報を得たいという場合には非常に有用な情報になると思います。海外の利用者が日本の統計を使う上では重要な情報になると思いますけれども、SNAとどこが違うかということを書くにたくさん書いてあると、こんなに違うのか、SNAになぜ合わせないんだみたいな反応が絶対あると思うこと、その点が危惧されているわけですが、2点申し上げました。以上です。

○企画調査課長 まず1点目でございますが、基本的には内閣府が作成する国民経済計算ということで、内閣府を縛るというような形で、おっしゃったような、ほかの勘定についてはよく調整する、あるいは連絡しながらいわゆる整合性をとるといいますか、そういうことに気をつけて進めていくということになるかと思えます。おっしゃるように、SNAを中心にしていろいろな勘定体系がありますので、それについてはよく連絡をとる。ただ、限定的に縛るのは内閣府ということだと思えます。

それから、2点のところは、まさにそうだと思います。異同の違うところばかりのリストをつくって、いかに日本が特殊なことをほかから外れてやっているかというように思われなような、やはりそういった工夫というのはぜひ考えなくてはいけないというふうに思っています。

○栗林委員長 そのほか何かございますでしょうか。

○舟岡委員 基準に準拠の意味するところとして、掲げられているのは、各国の経済実態や統計整備の状況に応じて対応することができるようになっていきます。現状において、国連の定める体系に関する基準と若干外れた考え方を作成基準に持ち込んでいるとすると、どんなところであるかについて教えていただけたらと思います。

○企画調査課長 舟岡先生の今のお話は、恐らく今推計している現行の推計についての作成基準ということですね。

○舟岡委員 そうです。

○企画調査課長 そういうことありますので、それをまずはつくる必要があると思えますので、体系的に言えば幾つかあるのですが、1つは、やはりインハウスのソフトウェアの話ですとか、それから格付けの話のところは、93SNA、国連で定められたものと日本独自の考え方、あるいは統計環境の感じからやや異なる取り扱いをしているというところはございます。

○栗林委員長 よろしいですか。

○作間委員 舟岡委員の御発言を聞いていてネームプレートを立てたわけですがけれども、SNAというのは勧告、お勧めでして、各国がそれに従わなければならないという基準を示したのではないわけですね。現在、小改定中で、その後の体系についてはまた申し上げたいことがあるのですけれども、それについては後回しにして、要するにお勧めであり、国際基準というのはお付き合いをすればいいものだというのを私は危惧しています。

○舟岡委員 どういう考え方に立っているかということです。

○作間委員 先ほどの発言の内閣府だけを縛るということにしても、そうじゃないとしても問題が生じると申し上げたことですがけれども、例えば93SNAに移行するときに、当時、大蔵・日銀は国際収支統計を96年1月に改定したんです。その96年1月に改定したときには、当時もう既に93SNAと国際収支統計のマニュアルとの差というのはほとんどなくなっていた状態ですから、しかもなおかつ、SNA統計の側は、その基礎資料を国際収支統計に仰いでいるという関係にあるということは周知のとおりだと思うのですがけれども、日銀・大蔵の側は、国際基準になるべく忠実にすれば、後で我が国の国内において、国際収支統計を使ってさまざまな統計を作成する場合にも都合がよいだろうというふうな考え方で基準改定をなされたということをいろいろな方から伺っております。

そうすると、そこで言いたかったのは、要するに事前にちょっと調整をすればよかったですのではないかとということですけれども、SNA統計の方は国際収支統計を基礎統計の1つとして使っている関係で、日銀・大蔵の選択にほかの統計が依存してしまう。それに縛られてしまうという関係が逆に発生してしまうわけですね。そこを考えると、先ほど申し上げましたように、国民経済計算の作成基準といったときに、では、統計法の趣旨どおり内閣府だけを縛るものなのかということ、どうもそうするといろいろな問題点が発生するのではないかと危惧を申し上げたのはそういうことですがけれども、ぜひとも今回の国際基準、あるいは、それ以降の93SNAの小改定が行われるときの我が国の対応の問題を議論にするに当たっても、統計作成各省庁間の連携を密にするべきであるということを再度確認したいと思います。

○経済社会総合研究所長 今回の作間委員の、国民経済計算の基準をつくったときに、内閣府だけを縛るということじゃなくて、国民経済計算の基準、それから統計委員会で決められる基本計画そのものは、すべての分散型の統計部署の間である種の整合性を調整してとりましょうというのが今回の統計法の趣旨じゃないかと思っていまして、それでは、国民経済計算の基準というのは内閣府だけを縛るとか、逆に、国民経済計算に限らず、どこかの部署を縛るという形ではないのではないかと。趣旨としては、おっしゃるように、各省庁間のコラボレーション、ないし調整をきちんと図るのが統計委員会そのものの役割じゃないかと思っております。

○栗林委員長 よろしいですか。

ちょっと私の方から。今の問題は非常に重要な問題になってきて、これからもいろいろ

議論が出てくる問題だと思いますが、内閣府でやっている国民経済計算に資料を提供している部署というのは、ある意味で基礎資料と同じ位置づけにあるという考え方をとるのが非常にわかりやすく、調整がしやすくなってくるのではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。ですから、作間先生がいろいろ御心配になっている点も、例えば国際収支表とか、産業連関表とか、とにかく内閣府での国民経済計算で非常に重要な基礎資料というか、パートナーというか、そういう位置づけを持っている統計については、ある意味で縛られるというか、調整を密にするという意味で縛られているという解釈を統計法はとっているような気がするのですが、その辺はもし何かいろいろ御意見がありましたら議論しておく必要があるかなと思います。

○門間委員 私の認識は、今、栗林委員長がおっしゃられたものにかかなり近いのですけれども、あるいは黒田所長のおっしゃっていることとも整合的かと思っておりますけれども、要するに、国際収支統計にしましても、もっと言えば、I O表などにしましても、国民経済計算をつくるためのある種の基礎資料である。ただ、基礎資料といっても、非常に重要なものから軽いものまでいろいろあって、今議論されているような資料というのは、すべて非常に重要な基礎資料であるということかと思っております。恐らくそういったものが基本計画等の中で基幹統計に指定されるかどうかということも含めて、これから議論されるのですけれども、恐らくはそれに近い、少なくとも、そういう方向性で議論されていき、そこは統計委員会がまさに分散型の欠点を補うように調整役の要になる、そういう理解でよろしいかと私は思っております。

○栗林委員長 そのほか全体的にございますか。

○作間委員 3人の方から常識的な統計法解釈と一般的な見解をいただいたと思います。連携がうまくいくことを祈っておりますが、統計法のこの条文をつくったときには、恐らくですけれども、内閣府を縛る基準ということで、ほかの全統計作成者、公的統計の作成に関わっているすべての関係機関をきつく縛るようなものにはならないだろうというふうに考えられていたのではないかと。そうでなければ、平成21年4月までにそこまで調整がいくと想定することはかなり無理があるかと思っております。単なる危惧に終わればよいと思っておりますけれども、十分な連携が行われることを期待しております。

○栗林委員長 どうもありがとうございました。そのほか何か御意見、あるいは御質問等ございますでしょうか。

○総務省（統計局） オブザーバーとして申しわけございません。総務省の統計局でございますが、ちょっとクラリファイしたいのですが、2ページ目の図の中で「四半期別GDP速報（QE）の推計方法」という記述がございますが、文章中にはその基準がございませんので。これは、文章中では「推計手法解説書」の一環であるかどうかということだけクラリファイしたのですが、よろしいでしょうか。

○企画調査課長 もちろん、この中に含まれるということで結構です。

それから、舟岡先生が先ほどおっしゃられた異同の大きなところで1つ忘れましたが、

間接的に計測される金融仲介サービス、これも今のところ導入していないということで、他国との大きな差になっているということでございます。以上です。

○栗林委員長 そのほか何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、今の問題も次に議論します基礎統計との兼ね合いも非常に強くなると思いますので、もし何かありましたら、そのときにまたお願いしたいと思います。

それでは、次の議題の「国民経済計算からみた基礎統計の課題」に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

○企画調査課長 それでは、資料5を御覧いただきたいと思いますが、先ほどお話しいたしましたか、統計委員会におきましては、公的統計整理のための基本計画をまとめることとなっております。基本計画部会で今まさに審議が行われているということでございます。基礎統計へのいろいろな要望につきましても、やはりSNA部会としてもまとめた方がいいということで、吉川部会長からも御指摘があったわけでございますが、今回整理させていただきましたのは、まず、どういう課題があるのか。それから、次につきましては、今どのようなところが分野として不十分な統計になっているのかといったところを主に説明させていただければと思います。

まず、資料5を見ていただきますと、(1)にございますように、これまで基礎統計とSNAにつきましても、関係省庁と実務的にはさまざまな個別相談とか、あるいは調整の場を設けていただき、その中で要望を伝え、そして多方面で改善をいただいているということでもあります。今回、公的統計の整備の基本計画を作成されるに当たりまして、別途改めてこういう分野が足りないとか、あるいは、こういう問題があるのではないかとといったところを整理させていただきました。

(2)に主だったところを9つばかり整理させていただきましたけれども、まず第1番目でございますが、第三次産業関係の統計の整備ということが非常に大きな課題ではなからうかと思っています。いわゆるサービス業と申し上げた方がいいかもしれません。別途ついております横表の基礎統計の表を見ていただきますと一目瞭然だと思います。まず、各勘定をベースに整理させていただきました。左側が基本となる産業、あるいは活動別の分類。そして、今使用している基礎統計が真ん中。そして、右側が整備が望まれる、あるいは今不足している統計ということでございます。1枚目を見ていただきますと、右側のところはまるっきり白といったらあれですけど何も書いていない。製造業の部分ということで、今はかなり充実している分野と思われれます。

2枚目になりますと、突如、整備をお願いしたい分野が出てくるわけでありまして。例えば金融・保険業につきまして、クレジットカード会社。今、非常に大きな産業になっておりますが、その分野につきましては3年に一度のデータの公表。それから、20番の不動産業でございますが、これもデータについてはまだまだ不十分ということで、不動産仲介業、管理業とか、それから賃貸業とか、まさに今伸びている分野がなかなか取れないということでございます。あと運輸・通信業につきましても、こん包につきましては、例えば今は

トレンドで示しておりますが、2つ目の丸に書いてございますように、メディア関係の書籍とか、雑誌類とか、そういう問題につきましても、なかなか今取りづらくなってきている。そして、22番のサービス業でございますが、多くの場合は、現在はいわゆる公的統計がなかなか取れないということで、業界資料とか、産業連関表のデータをトレンドで伸ばしたり、あるいは他の代替指標を使って伸ばしているというのが現状でございます。特にここに書いてございますように、その他の訓練機関とか、保健衛生とか、スポーツとか、それから6つ目の今非常に大きくなっている分野でございますが、法務・財務・会計サービスとか、労働者派遣サービスとか、対事業所サービスの関係が今、推計上、非常に困っているというところでございます。それから、その下の丸でございますが、映画・ビデオ制作とか、配給業とか、その分野がやはり取れなくなっている。それから、その他の娯楽業。著述家・芸術家業とか、やや特殊でございますが、そういう分野についての統計というのがなかなか取れない。それから、一般飲食店につきましても、データについては不十分ということで、業界の統計、外食産業の統計に頼っているというのが現状でございます。それから、旅館とか簡易宿舎とか下宿業、そうした一連の業界についてもない。それから、一番下でございますが、クリーニングとか、理容業とか美容業、そういった分野についても不足しているということでございます。

こうしたものがサービス業、特に第三次産業ということに当たろうかと思いますが、やはり大きな課題ということで、ぜひとも新しい統計調査を行う必要等の対応というものが求められているところでございます。

それから、②でございますが、こういう統計調査の調査項目ということでございます。製造業、基本的には確報、年次推計につきましては工業統計表に依存しているということでございますが、基礎統計となっている工業統計につきましても、私どもはコモベースで推計していますが、やはり品目を中心としたデータをできれば早めにいただきたいという課題がございます。それから、出荷ベースで調査をしているということでございますので、自己消費の比率の高い商品とか、OEMの関係がなかなか適切に対応できていないのではないか。SNAの基本的な推計すべきところというのは、付加価値というところがメインのところでございますので、工業統計編におきましても、出荷額のみならず、生動と同様に、できれば生産とか、受け入れとか、そういうような一連の流れを調査いただければ精度が上がるというふうに期待されております。それから、特にOEMにつきましても、海外からの受け入れとか、国内生産からの受け入れが、やはりコモ法の推計上必要ということで、このあたりは恐らく通関との関係とか、そういうところまで問題点を明確にする必要があるのではないかというふうに考えております。

それから、③のマージン率。これも非常に悩ましいところでございまして、コモディティフロー法は、御案内のとおり、商品ごとに生産・出荷から始まりまして、それぞれ輸出入とか、最終需要とか、そういうふうに配分されていく、そういう流れを把握しているわけですが、その各流通の段階におきまして、現状では産業連関表の固定的なマージン率

を組み込んでいるということで、やはりその時々々のマージン率といったものが、この変化の早い時代に必要ではないかということで、より詳細な仕入額なり、あるいは販売額の調査の必要があるのではないかとごさいます。

それから④、これは個別の統計というよりも、1次統計全般に関わることではないかと思われませんが、特にQ Eの問題になるわけでごさいます。Q Eに必要なのは、やはり前期比の伸びということが重要になっておりまして、現行の家計調査とか、法季につきましては、やはりサンプル替えに伴う断層の話というものが難しい問題となっているというのが推計担当者、我々にとっては非常に大きな問題になっているということでごさいます。法季の場合ですと、短い期間であります、資本金階級別に独自の断層調整を行っておりますが、それでも自ら限界があるということでごさいます、可能であればサンプル替えの時点におきまして、例えば前期の状況を調査するとか、あるいは継続調査をお願いするとか、そうした断層調整についての可能性について御検討いただければというふうに思っております。

それから、⑤でごさいます、経済センサスの創設に伴う工業統計調査の問題ということでごさいます。工業統計表をベースに年次推計、確報の製造業のところは推計しているわけでごさいます、当該年の年末時点の調査の結果が翌年の9月ぐらいに公表され、それをベースに年末に推計作業を行っている。それをベースに確報ができ、そして政府の翌年の経済見通し、あるいは予算編成に必要なデータ、基礎資料となるわけでごさいます、23年の経済センサスに伴いまして、工業統計調査が行われないうことでごさいます、その時期がズレるとということが非常に問題になっておりまして、SNAの年次推計に間に合わないという可能性があれば、我々としては不安定なケースを公表せざるを得ない状況になるのではないかと、ややそういう可能性、危惧を抱いているところです。

それから、ちょっとミスプリであります、2行目の2パラの「23年の計数」ではなくて「22年の計数」です。失礼しました。

それから、⑥といたしましては、制度部門別の整合性ということで、要は格付けのところでごさいます、SNAと産業連関表で異なる部分があり、統一がとれていないということで、やはり何らかの整合性を図っていく必要がある。

それから、⑦といたしましては、基礎統計の公表の早期化ということで、できれば私どもも1次と2次の改定幅を少なくしたいと努力をしているわけでごさいます、データの精度向上と公表の早期化というのはトレードオフの関係にありまして、できれば1次統計の方で早期化のお願いをしたい。特に2次におきましては、法季の情報という非常に重要な情報が入ってくるというところで、しばしば大きな改定のようになっているということで、できましたならば、法人季報の集計の早期化というものを1次の段階でも利用可能にできないかということでごさいます。これが現行の推計上で大きな課題になっているというところでごさいます。

その他重要な課題ということでありますが、やや先走っておりますか、リビジョン1を

念頭に置いている課題でございまして、無形固定資産のデータというものでございます。R & Dの経費ではなく資本計上ということで勧告される見込みでございまして。知的財産等の無形固定資産の計測に必要な基礎データというものをどのような形で集めていくかというようなこと、あるいは推計方法についてもやはり詰めていく必要がある。

それから、⑨でございまして、非営利（医療・教育等）の産出額の計測。これも各国とも非常に悩ましく、まだ決定的な推計方法というのはないと思われまますが、非営利につきましては、いわゆる投入コストを積み上げて産出額を計測するというので、そうなりますと、生産性のところで推計がやや問題が生じる。要は、TFPのところだったと思うんですけれども、はかれないということでもありますので、やはりそういう問題について、イギリスのAtkinson Reportとか、いろいろな形で各国とも産出額についての検討をやっているわけですが、なかなか決定的なやり方が出てこないということでございます。また、それに向けたデータの整備というものが可能ではないか。この分野は、今後とも大きくなっていくということが予想されますので、そういうことが言えるのではないかとということでございます。

それから、先ほどの横表に戻っていただきますと、サービス業のところの説明は終了させていただきますが、2枚目の政府サービスにつきましても、やはり推計側、一番下のところですが、非常に厳しい状況に置かれているというのが正直なところでもあります。日本の場合ですと、データがどうしても会計年度、3月末のデータということで、各国は歴年ベースのデータが基本となって、そういうところで既にハンディキャップがあるわけですが、データの入手についても今非常に困難なものになりつつある。日本では、まだGFSというものが整備されておられませんので、これが整備されますと容易な形で集計が可能になって、SNAの推計時間が比較的短縮されるのではないかと思います。やはりこの問題が大きい。あと、政府の関係機関。現在、独法化の動きとか、三セクの動きがあるわけですが、それが地方でいう普通会計から外れていくというケースがやはり多いわけございまして、そうなりますと、国の場合ですと一般会計から外れるということで、かつての特別会計のような形でデータを入手することが非常に難しくなっている。個別に私どもの方から独法に連絡して情報を入手せざるを得ない。そういうような以前よりも手間が増えているというようにございまして、やはりそうした包括的なデータ整備が必要になってくるのではないかとこのように思っております。

それから、その下の中間投入比率につきましても、いわゆるU表のところではありますが、まずは基本的なデータがないということで、ここに事例を示していますが、産業連関表をベースにして推計しているわけでございますが、やはりサービス業のところの内訳がなかなか入手できないということでございます。

それから、次のページが所得支出勘定ということでございまして、これはある意味でいたし方ない側面もあるのですが、農業部門の統計というものが今、整理統廃合されておりますので、その中で私どもが使っていた農業の所得ですとか、設備投資の分、そうしたも

のがデータとしてやや不十分にしか取れない状況になってきているということがございます。それから、財産所得につきましては、不動産投資信託の統計というのが全般的に見ますとやや未整備ということで、これにつきましても、やや無理した形で推計しているということでございます。

そして、資本勘定でございますが、資本勘定は主要なデータといたしましては、減価償却というのを法季から取っているわけでございますが、業種別、規模別で個別に見ていくと大きなブレが生じるのも間々あるということでもありますので、それについては要因解説等の適切な情報提供というのが望まれるということでございます。

それから、貸借対照表のところでございますが、これは実を言いますと統計委員会の基本計画部会でも野村委員が御指摘されたと思いますが、生産資産の建物・住宅に関する時価評価の統計といったところで、時価評価の統計というのは自己申告するとたぶんオーバーエスティメイトするというようなところもあって、なかなか難しい問題があるわけですね。ただ、できればこの分野について何らかの調査、あるいは現行の既存調査について工夫ができれば、それはありがたいということでございます。土地につきましては、固定資産の概要調書を使っているわけでございますが、これは電子媒体があればより精緻な議論ができるのではないかとということでございます。

それから、次のページにまいりますと、名目値のみならず、SNAは、就業者数とか雇用者数とか労働時間とか、そういうインプットのデータも使っておりまして、ここに書いてございますように、就業者・雇用者数については、産業別の有給の家族従業者数が恐らく不足しているのではないかと。それから、労働時間につきましては、毎勤のデータであります。これが御案内のとおり、農林業と公務が出ていない。それから、従業上の地位上の労働時間が得られていないとか、副業のデータですとか、有給の家族従業者のデータというのは、全体の労働のインプットにどうしても必要なデータということでございますので、それらあたりをぜひ整備していただければというふうに思います。

それから、四半期速報につきましては、ほぼ以上の年次推計に必要なデータとパラレルな関係でございまして、民間最終消費支出では、供給側につきましてはサービスを中心としたデータがやはり不足している。それから、需要側のデータでございますが、家計調査につきましては、今はいたし方ないところもあると思いますが、品目別に見ますと、やや不安定な動きをしている。家計消費状況調査につきましては、1世帯当たりの全体の支出額、「義務化」というのは言葉がちょっと強過ぎますが、それをお願いしたい。あと、最近ですと通信産業動態統計調査、これが遡及のたびに非常に大きくブレがあるということで、ここについてぜひ大きな改定の要因になっておりますので、安定化と申しますか、データの改善をお願いできればというふうに思っております。それから、社会保険の診療報酬支払基金月報につきましても、データの入手が遅いということでもありますので、できれば公表の早期化といったところでございます。

あと、民間企業設備につきましては、法季のところでも御説明申し上げましたが、いろい



ろな問題がある。それから、法人企業の景気予測調査につきましても、実績見込みと実績の乖離の縮小がぜひ必要ではないかといった観点でお願いしたいというふうに思っております。

それから、次のページでございますが、個人企業につきましても、遡及の際に改訂幅が大きいものですので、やはりその情報につきましても、ぜひとも入れていただければというふうに思います。

それから、一番下の雇用者報酬でございますが、雇用者報酬の中には賃金・俸給以外にも退職一時金支払額というものが入っております、現行では入手できない、あるいは前借できないということで、毎勤の離職率をベースにして推計しているわけですが、これがなかなかうまく捕捉し切れないということもありまして、これに関するデータというものが今後必要になってくるのではないかとということでございます。

それから、「SNA推計の観点からみた、第三次産業統計に望むもの」。今申し上げたところを少し文章にして並べたものを別添として付けさせていただきます。具体的な業界の統計がどういうものかとか、どのような代替指標、トレンドで伸ばしているかとか、そうしたものをこちらで一覧表として具体的にお示ししております。

○国民生産課長 担当として一言だけ補足させていただきたいと思っております。

1番目は、1ページの頭の工業統計調査の調査項目というところで、SNA推計にとって付加価値部分が重要だという書き方をしましたけれども、ここで念頭に置いているのはコモディティフロー法による推計です。本推計においては、国内出荷をしっかりと捉えるということが最重要でございます。工業統計表の調査について、19年から受け入れと書いてありますけれども、転売という言葉で対応していると思っておりますけれども、19年の工業センサスから調査されるということですが、あくまでも転売が出荷と切り離してデータとしてきちんと見える形をお願いしたい。それは、在庫についてもやはり切り離しをしないと対応した国内出荷の推計ができないということでございます。ポイントは、あくまでも転売と出荷、在庫のところでデータを切り離していただきたいということでございます。

なお、その後、海外からの受け入れで長谷川の方からも一言言いましたけれども、通関統計側での対応も必要ということもあります。ただ、通関統計側では、そもそも国内の生産の品目分類と通関での分類がなかなかうまくマッチングしない例があります。特に、急速に輸入が伸びた品目では起きてくるということで、その辺も考えなくてはいけないかなと思っております。

以上、補足させていただきました。

○栗林委員長 それでは、ただいまの説明に対し何か質問、意見等がありましたらお願いいたします。

○総務省（統計局） ちょっと誤解がございますので、統計局の方から、主に家計調査関係について補足させていただきます。

まず、1ページの④のところ、家計調査についても一定周期でサンプル替えが行われ

るものの、それに伴う断層の調整がされていないというふうに書いてございますけれども、これはちょっと事実関係が違いまして、舟岡先生はよくご存じだと思うのですが、家計調査については6カ月連続で調査をいたします。それで、6分の1ずつ世帯を入れ替えていくということでございますので、一定周期でサンプル替えが行われるというか、毎月サンプルが変わっていくわけでございます。そのサンプルを、年齢、単身世帯の場合は性別等を得て推計をしまして、調整をして、世の中全体の比率に沿った数字に調整をしておるということでございます。

ただ、1点懸念があることがございまして、国勢調査結果に従って調査区を変更するわけでございますけれども、そのときに大幅なサンプルの入れ替えがございまして、この点について、入れ替えがあったときにどのようなことが起こっているのかというのは十分ウオッチする必要があると思っております。この辺の状況につきましては、内閣府の方とも十分調整をしながら話を進めたいというふうに思っております。

あと、もう1点だけ申し上げますと、現在、内閣府のSNAの推計では、単身世帯については全国消費実態調査で、2人以上世帯と単身世帯の比率をとって、それで調整をされているということですが、ちょっと注意が必要だと思っておりますのは、単身世帯と2人以上世帯で幾つの品目で動向が違うものがございます。1つ気がついたのは携帯電話等の使用料でございますけれども、最近の動きを見てみますと、2人以上世帯では順調に伸びていますが、単身世帯では伸びが止まって頭打ちになっているという事情がございまして。あともう1つ、最近よくシンクタンク等で言われるパチンコですけれども、もともと単身世帯、特に勤労世帯の単身世帯、若年だと思っておりますけれども、その利用が非常に多い分野でございます。そのときに、2人以上の世帯の動向ではパチンコをされる方が減ったというのはそれほど見えないんですけれども、単身世帯の方ではかなり減っているというような、2人以上の世帯とは違う動向をするものもがございますので、そこら辺も少し考慮いただければというふうに思っております。

以上でございます。

○栗林委員長 どうもありがとうございました。それでは、どなたか。

○作間委員 3点か4点発言したいと思っております。1つは、非営利についてです。我が国の事業所企業統計調査とか、今度つくられる経済計算とか、サンプリングフレームを作成するための統計調査がありますが、そのようなサンプリングフレームを作成するための統計調査におきまして、非営利であるという属性は調べられているのだろうか、調べる予定があるのだろうか。非営利団体に関する統計はいろいろなものが現在もありますけれども、バラバラになっているという印象がどうしても強くて、もし経済センサスのようなたぐいのサンプリングフレーム作成機能を持った統計調査において非営利属性がわかれば、非営利団体に対する統計調査を設定するのは非常に容易になるかと思っております。ただし、非営利団体といっても、GDPの2%しかなくて、どれほど重要性があるのか余り自信はないのですが、一応検討されるべき事柄ではないかと思っております。

それから、資料についての文句ですけれども、無形固定資産についてですけれども、改定SNA、リビジョン1のことだと思いますけれども、研究開発投資の資本計上は勧告される見込でありと書いてありますが、先ほどSNAというのは、要するに勧告であるということをお願いばかりですけれども、今回のリビジョン1になりますと、現在のSNAは各国の合意に基づいて出された勧告であると思いますけれども、リビジョン1にはなかなか合意が得られていないような分野が幾つかあって、それが実はリビジョン1で委員会で採択されるものには一種の目標として含まれてしまうだろうということがどうも想定されざるを得ないようでして、R&Dの資本形成もそのような各国の合意ができていない分野とは言えないけれども、とにかくマニュアルには出てきそうな、そういう項目であるという位置づけができるかと思います。そうすると、勧告される見込みであるからR&Dの資本計上に関わるデータを即座に収集しなければならないということにはならないかと思えます。むしろ内閣府の川崎さんの方で鋭意やられているようなサテライト勘定構築に向けた努力をまずしてみるということがよろしいのではないかと思っております。

それから、基礎統計ということになるかどうか自信がなくて、むしろ基本計画に関してですけれども、統計委員会のメンバーが何人かいらっしゃいますので申し上げたいことがあります。我が国の統計法では、基幹統計に関する規定第3条におきまして、第3条4項のその3、国際条約または国際機関が作成する計画により作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計が基幹統計になるべきだという記述がありますが、差し当たって念頭に浮かぶのは、SNAはそうですけれども、IMFの基準に従って各国が作成している国際収支統計が思い浮かびます。国収統計は基幹統計になるのかどうかちょっと微妙な問題があるのは御承知のとおりだと思いますけれども、日銀が作成している。ただし、財務省が委託しているから基幹統計になるのではないかと想像しておりますが、それはともかくとして、この規定で抜けていると考えられるのは、各国の協力のもとに国際機関が作成している統計に関する規定が統計法にはないんじゃないかと思っております。

国民経済計算との関係でいいますと、一番大きなテーマになるのがICP（国際比較プログラム）です。国民経済計算データや、さまざまな価格データを現在は世界銀行が収集して作成しておりますけれども、分散型の統計システムを持っている国だと、そのような形の統計作成に協力することが非常に難しくなるかと思えます。例えばICPの場合、私の聞いた情報では、（要請が）外務省から入ってきたんです。各省庁の協力を組織して協力体制を構築しているのですけれども、たぶん根拠法は何もない。だから、余りよけいな仕事が増えると嫌がるような各省庁を現在は総務省がせっついて一生懸命協力されているというのが実情かと思えます。そこで、それも基礎統計の作成ということになるかと思えますけれども、基本計画にICPのような国際機関が作成している統計に対する我が国の立場からの協力みたいなものも織り込んでみてはいかがかと思っております。

最後に、時間との関係で言うか言わないか考えているのですが、1つ、これは統計整備

という観点とは別な興味からの質問ですけれども、著述家・芸術家業という聞いたことのないような業（産業）が入っていますけれども、ちょっと教えていただきたいことは、68 S N Aにおいては、著作とか作曲等は生産の境界外であったわけです。93 S N Aになりまして、芸術作品の原本が資本形成扱いされる。資本形成だということは、それは当然、生産の境界に入ったということにもなります。そこで、芸術作品の原本については、先ほどの舟岡さんの発言とも関係しますけれども、日本が93 S N Aに従っていない部分の1つだと思いますけれども、では、生産の境界にはいつから入ったのかということにちょっと興味を持ちましたので教えていただければと思います。

○栗林委員長 最後の点は、また後ほど調べましてということですので。

○舟岡委員 基礎統計の課題についてですが、整備が望まれる統計情報として、先ほど住宅・土地について作間さんが指摘されましたが、新たな統計調査で入手する必要がある情報と、巧みに推計を組み合わせたか、工夫することによって得られる情報を区分した方が良いと思います。例を挙げれば、前者については先ほど指摘された住宅・土地がそうでしょうし、後者については、マージン率がそうでしょう。正確なマージン率の把握のため、毎年、個別の商品ごとに仕入額、販売額を調査するのは現実的に不可能ですから、何らかの推計工夫が必要で、それによってある程度の精度の確保は可能だろうと思います。そのような情報の入手レベルの差をもう一度精査して、基礎統計として必要とされる統計情報の優先順位を検討すべきであり、そのことをぜひ考えていただきたい。

先ほどの作成基準と関係しますが、作成基準は新統計法との絡みで来年3月までにつくることが必要であります。ところが、資料4では、作成基準は大体10年から20年、もしくはそれより少し短くなるかもしれないという記述がありますが、今回、基本計画で国民経済計算の精度向上のために基礎的な統計を整備することが1つの大きな課題としてあります。それに従って統計が整備されたとき、今までの統計整備の状況では準拠せざるを得なかった部分について、実際上の制約が外れるとなったとき、作成基準も変わるのではないかと。そうしますと、基本計画が5年に1回、策定されますから、作成基準の中に盛り込まれる概念等が変わり得るのはやはり5年タームであるのかなと考えます。

作成基準に従って、国民経済計算を作成することになりますから、基本計画に基づいて基礎統計が整備され、それに基づいて、よりよいS N Aをつくれる状況ができたとしても、基準が変わらない限り、従来どおりの基準に従って作成することになる。これは余り適当ではないのではないかと気がいたします。

○栗林委員長 では、門間委員、どうぞ。

○門間委員 ありがとうございます。質問1点だけですけれども、⑤の経済センサス創設に伴う工業統計調査の問題というところで、ここの文章の結論は、不安定な計数を公表せざるを得なくなる可能性があるということですのでけれども、ここは具体的に、もし工業統計表もなく、かつセンサスもこの時期にしかアベイラブルじゃないとするならば、どういう手法をお考えなのか。あるいは、どうしても予算編成に間に合わなければならないものな

のか。そのあたりはどういうオプションがあるのか。そこを幾つか教えていただければと思います。

○企画調査課長 まさにその検討をやっておりますので。済みません。

○栗林委員長 それでは、それはまた後ほどの検討としたいと思います。

では、出口委員、お願いします。

○出口委員 先ほどサービス分野の話が出てきたのですけれども、当然ここではインハウスの問題がたぶん課題になると思うのですが、インハウスはソフトウェアだけではなくて、サービス全般にわたるので、現在の特サビの中にはその項目が入っていないので、これは舟岡先生の方の部会で上げることですけれども、特サビの中に何とか入れないかという議論を、今、経済産業省の方にもいろいろお話を伺いながら、調査項目として何が取れるかみたいな話をやっているのですが、ただ、これはインハウスのソフトだけじゃなくて、サービス全般がモジュール化して外側に出てくると、ひょいとGDPが出てくるみたいな構造がありますので、そういう意味での帰属計算みたいなものが、やはり従業員の時間を充ててインハウスでつくっているいろいろなサービスで必要になってくるので、この問題はメインの体系に組み込むか、サテライトにするのかは別問題として、ある程度データが取れるのだったら取ってほしい。あるいは、特サビも経済センサスまでの命なのかどうかよくわからないのですが、経済センサスのところでそれを総合的に整理するような形でやはり考えてほしいということで、まずそれが1点です。

それから、サービスに関しては、担当省庁がバラバラで、特サビは通産省管轄だけで、同じインターネット関係の付随サービスでも、総務省管轄のドメインのものは全然入っていないとか、非常な問題がありまして、この辺はものによってはインターネット基本統計みたいな非常に重要な主分野に関しては、やはり基幹統計的な確報統計として整理しながら、基本的な調査表の方とマッチングさせるとか、経済センサスのところで整理するなどの課題をやって、同時に、経済センサスは一応省庁横断的なので、その辺は実は同じ問題で、医療統計とか、いろいろな意味でのサービスに関するところが出てくる場所だとは思っているのですけれども、先ほど御指摘のあったノンプロフィットの方もそうなのですが、この辺も整理してほしい。

あと、それらに関連して、サービス統計は事業所の母集団情報を工業統計の方に一本化するということを現在やっているのですけれども、これもまた母集団情報の部分が、サービス業に関しては、先ほど芸術家の話がたまたま出たのですけれども、コンテンツ系などは付加価値を創造しているエリアが、いわば中小の、アーティストではないですが、コンテンツクリエイターの集合体であることが多いので、そういうものはなかなか捕捉できないので、この辺は実は舟岡先生がつくられた例の産業分類の改定の方のところでも、現時点でなかなか難しい問題はあるのですが、このあたりももう少し整理をして、産業の付加価値構造を見ながら、その辺の母集団情報を。場合によっては、主業・副業が、特に新しく出ているインターネットなどは年によって主業と副業が入れ替わるようなことも起きる

ので、Google は今は広告業なのかもしれない。今はたぶん広告業に分類されていないんだけど、広告業かもしれないけれども、数年後には携帯電話の何かサービスになっているかもしれない。そういう部分があるので、主業・副業に関しても、状況によっては事業所だけでアクティビティが判断できないものは、物によって主業・副業比率みたいなデータをもとに再構築することで按分計算でアクティビティを分けられるようなことも、これもサテライトでもいいので、ある種考えておかないと、産業構造の変化に対応できなくなるのではないかという恐怖があります。

最後、それに関連して、産業連関でもサービスの扱いが、サービスで生産されたものが最後は消費してなくなるわけではないようなサービス間の連結構造が結構あるので、付加価値連鎖をどういうふうに整理したらいいのか。そこはもう少し概念整理ができ上がると、特にサービス系に関しては、米国の方を見ても結構いろいろやろうとしているような動きはあるみたいなので、ぜひともそのあたりのところを整理できて、一部反映できればというふうに思います。

○栗林委員長 何かありますか。それでは、作間委員、お願いします。

○作間委員 舟岡さんに文句を言おうと思って名札を立てたのではなくて、出口さんの発言をサポートしようと思ひまして。

93 S N A の Rev 1 の 1 つの新機軸というのは、いわゆる付随的活動についてだと思ひます。現在の 93 S N A の中では付随的活動を別個に記録することはしないという原則があります。例えば自家輸送を別個の活動として捉えないという問題があるんですね。それは今回の Rev 1 の 1 つの重要なポイントだと思ひますけれども、それを積極的に捉えていこうと。従来、別個に独立したものとして捉えていなかった付随的活動を独立したものとして捉えていこうという方針が確立された。従来は、それが実は中枢体系とサテライト勘定の境界線だったんです。中枢体系ではそれは絶対やらない。それをやりたければサテライトでやりなさいということになった。だから、我が国のように従来から自家輸送その他、I O に特殊な部分がありますけれども、そういうものの把握に積極的だった、そういう方向はむしろ Rev 1 では推進される、推奨される方向にもなっていて、たぶん出口さんのやろうとしていることと重なるのではないかと思ひます。

○舟岡委員 私も余り自分の手足を縛りたいとは思わないのですが、出口さんの意見に賛成です。我が国の場合、物を対象とした統計が事業所を単位として整備されました。物については事業所間の取引がきちんと捉えられるようになっていますが、サービスについてはそうではありません。把握しうるレベル、概念が違わざるを得ず、企業という境界を越えたとき初めて売上高として捉え、それを生産額と見なしています。こういう物とサービスで統計上の違った扱いで良いのか疑問です。今回、特定サービス産業実態調査の諮問がかかっていますので、そこについても議論しなければいけないと思ひますし、その成果は国民経済計算にも反映します。国民経済計算からもサービスの扱いについてどう考えたら良いかについてのアイデアをいろいろ提供していただけたらありがたいと思ひます。

○総務省（統計局） 作間先生の第1の質問にお答えがないようですので、総務省の方でわかる範囲でお答えしたいと思います。

実は、総務省で経済センサスの21年調査について研究会を行いまして、舟岡先生にもお入りいただいたのですが、そのときに内閣府の国民経済計算部からオブザーバーが1人出ておりまして、ノンプロフィットについてチェックの表を入れたらという発言をしております。その後、事務局の方と打ち合わせをしたときに、具体的にどのような属性がノンプロフィットであるのかというのを明らかにしてほしいということで、定義を生産課長にもらって、調査課長が交渉に行ったのですが、その定義が非常に複雑である。なおかつ、調査したときに、回答者がそれを見て的確に答えられるだろうかというところに非常に問題があるというふうに総務省の側から言っております。したがって、単に調査票で調べるだけではなくて、例えば行政記録等も活用してチェックを入れていくという方向が望ましいのではないかとこのように思っておりますが、21年調査については、調査の実施段階が近づいておりますので、新しい項目をこれからというのはなかなか難しいのかなと。ノンプロフィットについては一度検討した経緯があるということでございます。

○出口委員 それと微妙に関係するかあれなんですけど、最近、企業の中にもノンプロフィットカンパニーという言葉があって、ノンプロフィット部分の活動をしている比率がありますし、それから、EUなどでは昨年大規模な調査がかかったオープンソフトウェアに関するある種の投資活動みたいなものが、これもやはり従業員の時間按分で計算するというやり方がある、先ほどのそれ以外のアクティビティに関する部分も、ある種、従業員のどのぐらい時間をそれに費やしているかみたいな調査項目があると、いろいろなタイプの問題に対してそういう答えができるようになるので、逆に、ある種の測定法とか考え方を整理して周知徹底することによって、逆に幾つかのデータが取れるというようなこともあると思うので、そのあたりも幾つか概念整理しながら、調査法のあり方のところまでいけば、その種のノンプロフィットカンパニー的な部分にどのぐらい費やしているのか、そういうことも可能だと思いますので、少し参考までに。

○栗林委員長 どうもありがとうございました。そのほか何かございますでしょうか。

○経済社会総合研究所長 では、1つだけ。答えじゃないんですけど、委員の先生方からいただいた御意見は、私もほとんど問題と想っているところばかりで非常に重要な課題ですけれども、これをどうやって解決していくかという問題がありまして、私も昔、外にいるときはいろいろなことを言ってきたのですが、内部を見ると、正直なところ、現有勢力でこれを全部解決するのはとても無理です。それは、その体制に対して統計委員会なり何かきちんとメッセージを送って、予算を取ったり、人のリソースを配分することもぜひお考えいただきたいというのが最大のお願いです。

それから、個別の問題ですけれども、R&Dについての考え方は、いきなりメインに入れるのではなくて、やはりサテライトになるステップがたぶん必要だという作間先生の御意見は、私も個人的な意見ですが賛成です。

それから、国際比較統計等々に国際機関に出す統計についての指令をやはり統計委員会がきちんとやっていくためには、基本計画の中にそういうものの重要性を入れるということも、これは基本計画をつくられる中身で御議論されることですが、私、個人的にはやはり必要だと思います。ただ、どれぐらいそれに対して本当に真面目に応えるかというのはいろいろな限界があるだろうという気がします。

それから、舟岡先生のマージン率の問題、これは現状はマージン率そのものを、ラフであれ、きちんと把握する、もしくは工夫をする資料が足りないというのが一番大きな問題で、いろいろな工夫はまだまだする余地はあると思います。もう少し精度の高いマージン率についての情報が、たぶんIOをつくる时候にも必要で、現状ではそういうことについては限界があるだろう。当然改善していかなければいけない問題だろうと思います。

それから、経済センサスの問題は非常に問題だと我々は思っています、今度の21年の調査ないしは試験調査、23年の調査がたまたま基準年次とSNA上、オーバーラップすることだけじゃなくて、5年おきにそれが起こってくるわけですから、かなりシリアスな問題であって、目下どういう工夫をやればギリギリ問題解決できるかということについては試行錯誤をぜひやらなければいけないというふうに思っています。

それから、インハウスソフトの問題、これもリビジョン1以降もっと出てくるし、現在も我が国は入れていないわけですが、これはサプライサイドだけじゃなくて、ディマンド、ないしはインハウスをつくっているのは産業ごとですから、IO上でインハウスをどう扱うかというのは非常に問題で、いわゆるR&Dの中に入っているのか。中間投入みたいな形になっているのか区別がついていない状態で、かなり根の深い問題だろうというふうに考えています。

それから、サービスのアウトプットのディフィニションは、舟岡先生のおっしゃったことは非常に大きな問題だと思っておりますが、本当にサービスのアウトプットをどう捉えるかというのは、いろいろなサービスについての生産性が低いとか何とかと盛んに政策当局は言っているわけですが、統計上、サービスのアウトプットをどうディファインするかというのはものすごく大きな問題がたくさんあるので、むしろぜひお知恵を拝借したいというふうに考えています。

○栗林委員長 どなたかございますでしょうか。

それでは、時間の都合もありますので、本日の議論はそのぐらいにしておきたいと思いますが、私から一言。作成基準は、先ほど舟岡先生が5年ということをおっしゃっていましたが、これはぜひ作成基準は、SNAの場合には5年ごとの基準改定というのが周期的にありますから、SNAの基準改定の周期と作成基準のタイミングのあり方をぜひ統計委員会の方でもよく考えていただければいいのではないかと思います。

なお、基礎統計の課題につきましては、今後とも継続して議論していくことになるので、今日は非常に多岐にわたった意見が出ておりますので、事務局から統計委員会の担当者とも相談していただいて、取りまとめていただきたいと思っております。いずれにし



ても、基礎統計を整備していくのに全面戦争というわけにはたぶんいかないだろうと思いますので、プライオリティをつけて、何からやっていくかというのが非常に重要になってくるんだらうと思います。ですから、確報のレベルでの話とQ Eの速報レベルとの話をうまく分けて、特に最近Q Eがいろいろなところで問題になってきていますので、その辺の振り分けをうまくやってまとめていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に議題4の「S N Aの改訂に向けた動き」に移りたいと思います。事務局から御説明をお願いします。

○企画調査課長 それでは、資料6を御覧いただきたいと思います。簡単にこれまでの動きと今後の日程ということを御説明させていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたように、来週、国連統計委員会が開催されまして、リビジョン1の前半部分について採択される見込みということでございまして、主要な点についてはかなり方向性が見えつつある。あとは、具体的な取り扱いといったところが議論されるのではないかとございまして。来年また残りの部分が採択されるという予定でございます。

資料6にこれまでの動きをざっとまとめておりますが、今回、44の検討項目が主に盛り込まれるということでございまして、それが2003年に国連委員会の方からほぼ提示されまして、その後、「Canberra II」のような、いわゆるシカゴグループとか、あるいはシテイグループ、それからBOPCOMでいろいろな議論がありました。それから、A E G (Advisory Expert Group)の方でも適宜検討がされまして、いろいろな調整が行われてきたということでございまして。そして、順次ドラフト案について執筆が行われ、ウェブサイト上で各方面からのコメントを招請してということでございまして。

今回の委員会では、2にございまして、先ほど作間委員がおっしゃいましたように、各国の整備状況、あるいは受入体制等、ずいぶん差があるということでございまして、どのように採用してもらうかといった、ある意味の戦略を議論する。マニュアルの整備とか、あるいはどういう技術協力ができるかといったところが議論の中心になるということでございまして。

そして今後、主な論点と3に書いてございまして、議論が引き続き行われるわけですが、とりあえず現時点で主だった状況を説明させていただきますと、11月の第1回の国民経済計算部会でも御説明いたしましたけれども、まず年金制度の話でございまして。本体勘定以外のいわゆるサテライトということで、補足的な表ということになりましたけれども、将来年金の負債、つまり将来必ず発生するであろう支払いに対応する負債を計上するといったところが、当然、通常の企業会計だとあるわけですが、これまでS N Aではそういう規定が明確にならなかったということで、そういうような原則が盛り込まれるだろう。それで、本体勘定に計上される年金制度と補足的な表に計上する年金制度の区分を明らかにする。

それから、御議論がありましたが、R & Dということで総固定資本形成に計上する。原

則としては、所有者に経済的な利益をもたらさないようなものは中間消費として、いわゆるコストとして取り扱う。そして、R & Dの必要価値が直接観測できる場合を除き、R & Dというのはコストではかられるということでございます。それは、不成功のR & Dの費用も含むということでございます。R & Dの資本計上につきましては、※の、残りの課題としましては減耗の話があります。減耗をどう評価するかといったところで、現在はサテライト勘定に計上するといったところで議論がされておりますが、まだここについてはドラフトが示されていないというところでございます。

同様に、面倒な話として、③のサービスのコストということがございまして、これについても、非金融資産から受ける資本サービスについて、どう推計するかといったところを踏まえて、ドラフトについては公表されていないということでございます。

それから、軍事支出につきましては、SNAの原則に沿って、1年を超えて使用される軍備は資本形成と位置づける。それから、弾薬等の在庫品といったものは在庫品ということでございますが、弾道ミサイルのような抑止力がずっと継続して提供できるものは固定資本ということでございます。

あと、⑤も技術的に非常に難しいのではないかと思います。いわゆる加工中の財（プロセッシンググッズ）ということですが、SNAの基本原則ということでは、所有権の移転があって初めて計上するということでもありますので、同じ企業間の中の加工のために、ただいま冷凍エビを焼くようなことを日本からタイにやったとき、どのような計上をするか。当然ながら、資本所有権の移転は起こっていないわけですが、そういうものが今グローバル化の中でどんどん増えているといったところで、どういうものが適切な計上なのか、方法なのかといったところを議論がされているところでございます。ただ、基本的にはSNAの原則は守るべき、厳格に適用すべきといったところの方針は了承されているというところでもあります。

このあたりになると、日本の通関統計とか、いろいろなところに大きな問題と申しますか、もう一度吟味する必要があるとかというような話があるかと思っております。ドラフトについては、まだ公表されていないということでございます。

我が国の取組としましては、(1)、まずは今、ウェブサイトに乗っているというだけでありますので、当該部分についての翻訳を至急準備を進めさせていただいて、各専門委員会、先ほど申し上げましたが、必要に応じて本委員会との共同会合などを開きまして、きちんと準備していきたいというふうに思っております。そして、リビジョン1、あるいはリビジョン2の導入時期につきましては、なかなか難しい問題がございますが、産業連関表の平成22年、これに基づく基準改定が27年ということですが、これが1つのタイミングの目安かなということですが、各国の導入状況が非常に早いと申しますか、日本が遅いというか、オーストラリアでは来年の終わりまでには採用したい向きを示していますし、EU諸国では基本的には平成14年までに入れると。そして、お隣の韓国でも平成14年ということですので、そうした状況を踏まえまして、導入のタイミング

についても、大きな改定を必要としないものについては早期に導入するとか、そういうような工夫が必要ではないかと考えております。

以上です。

○栗林委員長 どうもありがとうございました。それでは、何か御質問ありますでしょうか。

○作間委員 先ほどから何回も申し上げていますように、SNAというのは勧告、お勧めですからお付き合いをすればいいのであって、各国はその国の政策的な要求その他いろいろな事情があると思いますので、それなりにお付き合いをすればいい。したがって、リビジョン1に対する対応も、ゆっくり時間をかけてやればよいのだと思っております。実は、93SNAに我が国が移行したのは2000年ですから、7年かかっているんです。今回も7年ぐらいが期待値ではないかと思っております。その上で、統計委員会がすぐ先に開かれるそうですので、統計委員会に内閣府からどなたか出席すると思いますので、こんなことを発言していただきたいということを申し上げようと思います。

1つは、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、どうも各国で合意形成が十分にできていないところまで今回採択されるものに含まれそうなんですよね。例えば「R&Dは資本計上すべきである」みたいな文言が含まれそうである。そうなりますと、まず発言してほしいことの1点は、各国の合意形成をさらに追及する努力をしてほしいということをも日本として言うてはいかがかなと思っております。

それから、もう1つは、合意ができていない部分の代表の1つですけれども、資本サービスという概念についてですが、これは反対してしまった方がいいのではないかと思っております。反対する根拠は十分あると思っておりまして、現在、93SNAのサービスの概念は、ピーター・ヒルさんのサービスの定義がそのままマニュアルに収録されていることは御承知のとおりだと思いますけれども、93SNAにおけるサービスの定義と資本のサービスというのは反すると思っておりますので、その点を強調していただきたい。

それから、3点目は、加工中の財という例が上がっておりますけれども、所有権の移転原則を徹底するということは、今回リビジョン1の方針の一つだったわけですけれども、もともと取引というのは所有権の移転を記録するものだから、表面的には取引を記録するというと同じようなことを言っているにすぎない。ところが、経済統計の上で、経済の営みをどう記録するかということに関して、所有権の移転という、そのこと自体としては法的な事柄ですけれども、それをさまざまに修正して記録するというを行っているわけですね。だから、所有権の移転を厳密に適用するということは、経済の営みを記録する上で必ずしも望ましいことではないと考えるべきだと思うんです。そのことは強調しておく価値があるのではないか。所有権の移転がこうなっているから、そのことを厳密に記録すればいいということには必ずしもならないはずです。実は、加工中の財その他国際収支統計の話題でもあるような事柄に関しては、当初は所有権の移転を厳密に運用するのだということをやっていたようなんですけれども、だんだん軌道修正がされているようで、常識

的な線に落ち着きそうな気はしておりますので、それほど心配するには及ばないかもしれませんが、所有権の移転原則を厳格に適用すべしということではなくて、経済の営みを記録する上で何が望ましいかということを考えて適用すべきだということを強調しておく価値があるのではないか。そのこともできれば日本として発言していただきたいと思っております。

以上です。

○栗林委員長 どうもありがとうございました。

○企画調査課長 お答えできるのかどうかわかりませんが、時期については、確かに7年の検討期間ということゆっくりやった方がいいと。ある意味、そういうお言葉をいただけるのは事務方としては楽かもしれません。結局、SNAというのは各国との国際的なフレームワークなものですから、やはり日本が遅れているというのはややどうかなのところもありまして、例えば国連の負担金とか、GDP比のシェアとか、そういうものを勘案しながらやっているとか、国際比較で非常にメインに使われている指標ということで、何か日本が作為的に過小にやっているみたいにとられないようなことも考えなくてはいけないということで、また作業の方は進めさせていただきたいと思っています。

○川崎上席主任研究官 私、来週から国連統計委員会に行きますけれども、作間先生が御指摘のいろいろな論点について、特にこの5つの論点ですが、これは実は昨年一番議論になったことございまして、そういった議論が既に行われています。その結果、こういう方向でということに昨年なっていて、今年は、それをまさしく2巻のマニュアルに文章に落としていくということでございますので、そういう方向性については昨年で決まっているというような状況でございます。また、日本としても、昨年、むしろ基本的にこの方向性を支持するような立場で発言しているところでございます。

○栗林委員長 どうもありがとうございました。そのほか何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、今後こういう国際機関でのいろいろな改定については、今まで日本は強く発言する機会が余りなかったのではないかという気がしますので、これからはいろいろな関係部局と相談して意見を吸収した上でいろいろな対応をしていただければということで、事務局にその対応をお願いしたいと思います。

そのほか何かどうしてもという御意見ありますか。

○作間委員 あと5分残っているようですので、せっかくの機会ですので発言させていただきますけれども、作成基準の問題と国際基準との対応と2つの問題と関連すると思いますが、作成基準にはたぶん産業分類は入るのではないかと思うんです。そうすると、それは日本の新しい標準の産業分類かなと思うのですけれども、それと国際的な標準産業分類がもちろんあるわけですが、SNA改定の問題とも絡みますが、持株会社という問題がありまして、我が国の標準産業分類が出しているやり方と国際的な動向とがどうもズレそうである。詳しい議論をする時間はないと思いますけれども、持株会社というのは、

その他金融あたりがいいと思っております、国際的な議論もそのあたりが有力ではないかと思っております。日本もその辺に落ちつくべきかと思いますが、日本の標準産業分類はちょっと違う方向を打ち出しているというのが大いに気になっておりました、作成基準の問題とも絡みますが、どういう方針で臨むおつもりなのかということ、せつかくの機会ですから伺いたいと思います。

○**経済社会総合研究所長** その問題は、まさに同じ危惧を昨年の9月の時点で総務省の審議会には伝えてはいるのですけれども、ぎりぎり統計委員会が発足する前に滑り込みで今回の作成基準ができたものですから、たぶん私の指摘は、全く私見ですけれども、やはりその辺の部分は統計委員会でもう一度議論した方がいいだろうという気はしています。まだ本当にどう捉えればいいのかというのが模索されている部分もありますし、業態自身がどんどん変化していますから、それ自身も含めて、きちんと議論した方がいいんだろうと思います。それ以外にも幾つかのところでは私自身疑問になっている産業分類の部分がありますので、それらを含めて、ぜひどこかで議論していただければと思っているのですけれども。

○**企画調査課長** 今の持株会社の話ですが、どちらかといえば、そういう意味では、国際基準と今回の新しい基準というのは、むしろ相当整合的ではないかと思いますが、御議論があるところは当然と思いますが、一応情報としては大きく作間先生がおっしゃったような形でのズレというものはむしろ少ないような感じがいたします。コメントですが。

○**経済社会総合研究所長** たぶん作間先生がおっしゃるのは、先ほどのことにも続きますが、経済の営みの実態がどこにあるかということからきちんと統計をつくらなければいけないと。それは私も全く同感ですが、そういう観点からいったら、国際基準を含めて、今のやり方というか、日本の産業基準の持株会社の扱いがいいのかどうかというのはもう一度きちんと議論しなければいけないと、私はそういうふうに思います。

○**経済社会総合研究所次長** 1つだけ補足しますと、経済活動分類の調査表を本体に載せるかどうか。分量もありますし、また、公的・民間の区分も推計マニュアルの方に落とした方が機動性が高いのではないかという気がいたします。理由は、今の時点で産業分類に載せた場合に、産業連関表が対応していないものですから、次の基準改定まで当面こういうふうな形でやるというのを表示せざるを得ないわけですね。ですから、古い分類のJ S I Cで表示せざるを得ない。そうすると、また5年後、I O表の方が新しいJ S I Cに変わったときに、本体の作成基準の方もいじらなければいけない。そういうレベルのものかということ、基準としては、どういうふうなものに準拠すると書けばいいわけで、それを推計マニュアルの方で詳細に載せておく方が使い勝手がいいのではないかという気が今しております。

○**作間委員** 時間がないのですが、いいですか。次長に2点とも反論しますけれども、作成基準には産業分類は含められるべきだと思っております。

それから、公的・民間の区別という国民経済計算調査会議の公的委員会でもいろいろと

議論した点ですけれども、それは含めるべきである。要するに、93 S N Aの公的・民間の区分と共通にするということを作成基準の中に含めるべきだと思っております。次長はその辺をあいまいにしたいのではないかと思っておりますけれども。その作成基準に合わせて、公的・民間の格付けをやり直すことにはかなりの時間がかかりますので、実は21年4月というタイムリミットを誰が設定したのか知りませんが、それが一番気になるころではあるんですよね。でも、それは基本的に言えば作成基準に含められるべき事柄であると私は思っております。

○**経済社会総合研究所次長** クイックリスポンスで。要するに、法律で定められたのは詳細を示すことではなくて、公的・民間の区分の原則は当然書くわけですね。その結果については、当然、付表はどこかで公表し、コメントを受けられるような形でトランスペアレントにするということはやるでしょうけれども、別に私はあいまいにしたいというよりは、現行の基準を淡々と書くということになるのではないかと思います。

○**作間委員** 切りがないですが、現行の基準には大いに批判すべきポイントがあるわけです。93 S N Aに従っていない。従っていないということを、海外も含めてきちんと言えるものなのかどうか。この前の部会でも大いに強調した点ですけれども、公的・民間の格付けというのは、統計のインテグリティを保つために非常に明確にしておかなければならないポイントであって、現在、我が国の現状としての格付けが納得できるものではないということは明瞭であると思います。だから、その点は93 S N Aに合わせるということしか私には方策は思いつきませんので、93 S N Aに合わせる形で公的・民間の格付けは作成基準に含められるべきであると考えております。切りがないと思いますけれども。

○**栗林委員長** もう時間もありませんので、本日はこの辺で打ち切らせてもらいたいと思うのですが、この作成基準につきましては、今日がスタートラインでありまして、今後1年間かけて議論していくものでございますので、本日の議論を踏まえまして、これから1年間議論して、いいものをつくっていただければ思っています。

それと、特に今回の法律ができて重要なポイントは、S N Aと基礎統計とのつながりということが非常に重要なポイントになってきていると思いますので、作成基準とS N Aの基礎統計、この2つのポイントを重点にして、これからこの委員会を進めていけたらいいなと思っております。

何か事務局の方から次回等の関係でありますでしょうか。

○**企画調査課長** 次回の予定でございますが、追って私どもの方から御連絡させていただきますと思います。

○**栗林委員長** それでは、次回は事務局の方から連絡していただくということにいたしまして、本日の第1回の勘定体系・新分野専門委員会については、これで終了したいと思います。どうもありがとうございました。